

**平成30年(フ)第307号**

香川県高松市星島西町2315番地 サンハローF101

債務者 富田 康弘

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月21日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成30年(フ)第1921号**

福岡県糟屋郡粕屋町長者原東7丁目5番16号 大杉ハウス 201号

債務者 新保 明美(旧姓入部)

- 1 決定年月日時 平成30年12月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第1953号**

福岡市博多区竹下1丁目11番38-205号

債務者 山口美智代(旧姓水田)

- 1 決定年月日時 平成30年12月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第1980号**

福岡市博多区吉塚6丁目7番17-303号

債務者 臺 佳策

- 1 決定年月日時 平成30年12月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第1991号**

福岡市博多区諸岡4丁目26番1号

債務者 谷口 美紀(旧姓本田)

- 1 決定年月日時 平成30年12月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第2018号**

福岡市城南区梅林2丁目26番15号

債務者 鈴木 翔太

- 1 決定年月日時 平成30年12月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第2062号**

福岡県春日市上白水5丁目38番地 第3金堂ビル403号

債務者 杠 真弓

- 1 決定年月日時 平成30年12月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第2073号**

福岡市城南区別府2丁目13番22号

債務者 長岡貴代美

- 1 決定年月日時 平成30年12月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第2077号**

福岡市西区今宿東2丁目11番1-202号

債務者 杉谷 裕史

- 1 決定年月日時 平成30年12月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第2087号**

福岡市東区箱崎3丁目8番22-811号

債務者 佐々木八重子

- 1 決定年月日時 平成30年12月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第316号**

長崎県長崎市畝刈町1613番地32 三重第2団地C-1003

債務者 浦川みどり

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

**平成30年(フ)第329号**

長崎県長崎市網場町301番地5

債務者 船津 一男

- 1 決定年月日時 平成30年12月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月22日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

**平成30年(フ)第105号**

宮城県石巻市貞山3丁目2番30号、前住所青森県五所川原市若葉3丁目11番7号 県営住宅Q-1

債務者 鈴木 孝

- 1 決定年月日時 平成30年12月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月15日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成30年(フ)第93号**

岐阜県養老郡養老町滝見町170番地32

債務者 高田 利幸

- 1 決定年月日時 平成30年12月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成31年2月15日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**破産手続廃止****平成30年(フ)第1098号**

福岡市中央区高砂1丁目11番1号

破産者 合同会社 i - s t e p

- 1 決定年月日 平成30年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

**平成30年(フ)第1576号**

福岡市中央区舞鶴2丁目8番22号 昭和ビル205

破産者 加勢屋工房合同会社

- 1 決定年月日 平成30年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

**平成29年(フ)第41号**

岩手県奥州市江刺田原字蟹沢185番地

破産者 有限会社藤里木工所

- 1 決定年月日 平成30年12月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所水沢支部

**平成29年(フ)第54号**

岩手県奥州市胆沢若柳字島塚325番地

破産者 株式会社胆沢通信

- 1 決定年月日 平成30年12月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所水沢支部